

小型電子機器等売却単価契約仕様書

明石市環境産業局環境室 資源循環課

1 事業名

小型電子機器等再資源化事業

2 目的

明石市民より排出されたリサイクル資源(使用済小型電子機器等)(以下、「小型家電」という。)を売却し、適正に再資源化することを目的とする。

3 契約種別

引渡し単価契約(小型家電の 1 kg あたりの単価)

4 事業期間

2026 年(令和 8 年) 4 月 1 日から 2027 年(令和 9 年) 3 月 31 日まで。

5 小型家電の種類

別紙「小型電子機器等品目表」のとおりとする。

6 搬出予定量

37,000 kg/12 ヶ月

上記の量は前年度回収実績から算出しており、本年度の実績値として保証するものではない。

7 引渡し頻度

1 回/1 ヶ月【推定】

あくまで推定であり、回収状況によっては増減する可能性がある。

8 集積場所

〒674-0053 兵庫県明石市大久保町松陰 1131 番地 明石市環境産業局環境室 資源循環課

明石クリーンセンター内(作業ヤード他)

9 引渡しに係る役割分担

(1) 引渡し者 ① 明石市内で排出された小型家電の収集運搬

(明石市) ② 回収した小型家電の分別、集積及び保管

携帯電話：フィーチャーホン、スマートホン及びタブレットに分けて保管

パソコン：デスクトップパソコン・ノートパソコンに分けて保管

そ の 他：デジタルカメラ等(小物小電)、ゲーム類及びコード類、プリンターに分けて保管

③ 携帯電話用引渡し箱の用意

(2) 引取り者 ① 小型家電集積用カーゴの設置

(集積用カーゴの容量、形状等については必ず事前に現地確認を行い、現在貸与の上使用しているものと遜色のないものとし、同程度の個数を設置すること)

② パソコン、デジタルカメラ等(小物小電)、ゲーム類及びコード類の集積用カーゴとフレコンバッグ等の必要数提供

③ 小型家電引渡し時の運搬費用と計量に用いる計量機

(小型家電引渡し時の車両については最大 10 t 車とし、引取者の責任において必要となる車両等を用意すること)

10 回収及び集積形態

(1) 回収形態

明石市民から排出された小型家電については、引渡し者が回収する。

(2) 集積形態

パソコン、デジタルカメラ等（小物小電）、ゲーム類及びコード類の集積用カーゴとフレコンバッグ等の必要数は引取り者が用意し、明石クリーンセンター作業ヤードに設置。

11 搬出形態

引渡し者は、集積用カーゴが満積状態になる時期を見越して引取り者に連絡を入れる。搬出日を双方確認の上、引取り者が搬出車両(最大 10 t 車)にて搬出する。搬出時に引取り者が空の集積用カーゴと入れ替える。小型家電を搬出車両に積載した時点で、管理責任は引取り者に移行する。

12 計量

引取り者は引渡し者より小型家電の搬出後、自社の計量器で計量を行う。この際、必ず重量を記録しておくこと。計量を行う計量器は計量法に適合する設備であることとし、計量の最小単位は 1 kg 単位とする。

13 最終報告書

引取り者は引渡しを行った都度、品目毎の重量を報告し、契約期間内での最終引渡し量をもって合計し、引渡し者に最終報告書を提出するものとする。

14 引渡し量の決定と代金の支払い

小型家電の引渡し量については、契約年度内の引渡し合計重量の 1 kg 未満の数値を切り捨てとして決定する。引渡し代金については、小数点以下切り捨てとして、上記報告書を基に算出し、市の発行する納付書により支払うこと。また、納付期限については厳守すること。

15 引渡し後の取り扱い

引き渡された小型家電については、小型家電リサイクル法に基づき、国から認定を受けた再資源化事業計画に基づき適切に再資源化を行うこと。うち、パソコン・フィーチャーホン・スマートフォン・タブレット等は、リユース品として再使用するのではなく、全て原料に戻して再生利用するリサイクルを行うこと。また、再資源化処理過程で発生した廃棄物についても、関係法令等を遵守し、引取り者の責任において適正に処理すること。

16 個人情報の取り扱い

引取り者は個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務を実施するにあたって、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報の取り扱いを適切に行うこと。

17 その他注意事項

- (1) 明石クリーンセンター内は、ごみ収集車及び市民の自己搬入一般車両等が常時通行しているため、小型家電の積み込み及び搬出作業の実施にあたっては事故・災害等の防止に細心の注意

を払うこと(明石クリーンセンター場内は一方通行です。)。

- (2) 小型家電の積み込み及び搬出作業時には、明石クリーンセンター内の施設を損傷しないように注意を払うこと。なお、当該施設を損傷した場合は、引取り者の費用と責任において速やかに応急措置並びに原状復帰に努めること。

18 協議

本仕様書に定めのない事項及び細目については、引渡し者、引取り者の双方協議の上で定めるものとする。

令和8年度 小型電子機器等品目表

品目	種別	品目	推計量(kg)
A	パソコン機器	パソコン(デスクトップ、ノート、タブレット型)	9,700
	趣味	ゲーム機(据置型/携帯型)	
B	情報家電	携帯電話(スマホ、フィーチャーホン、PHS)	800
		タブレット	
C	その他	コード類のみ(アダプターは除く)	1,500
D	パソコン機器	記憶装置 (ハードディスク、USB、メモリーカード、フロッピーディスク、光ディスク等)	25,000
		プリンター(インクジェット、レーザー型)	
		周辺機器 (ディスプレイ、キーボード、マウス、スキャナー、モデム、ルーター等)	
	情報家電	電話機/ファックス	
		電子書籍、電子辞書、電子手帳、電卓	
		電子時計(腕時計、置き時計タイプ)	
	映像・音響	映像用機器 (各種プレーヤー・レコーダー/STB DVD、BD、HDD、ビデオテープなど)	
		音響機器 (ラジオ、デジタルオーディオプレーヤー CDプレーヤー、ICレコーダー、ステレオセットなど)	
		デジタルカメラ、ビデオカメラ、フィルムカメラ	
		ヘッドホン、イヤホン	
		電気掃除機(充電器を含む)	
		電動ミシン	
	生活家電	電気アイロン	
		電子トースター、電子ポット	
		ジャー炊飯器(電化製)	
		扇風機(小型、ハンディタイプを含む)	
		懐中電灯、小型ライト、照明器具	
		電子血圧計、電子体温計	
	ヘルスケア	電動ハブラシ	
		補聴器	
		ヘアドライヤー、ヘアアイロン	
		デジタル体重計、計量器	
		電気かみそり(電気シェーバー、電気ひげそり)	
		電気マッサージ機	
	趣味	ハイク系トレンドトイ(電子玩具)、教材タブレット	
		ミニ電子ゲーム(ハンドヘルドゲーム)	
	その他	カー用品 (カーナビ、カーテレビ、ETC車載ユニットなど)	
		付属品 (リモコン、ACアダプタ、ケーブル、プラグ、ジャックなど)	
		充電器	

※各品目は、それぞれ引渡し者が、分けて集積を行う。